指定する区域及び設置できる施設等の種類

指定する区域	設置できる施設等の種類
市道追手町音羽町線の一部	食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に
(葵区追手町9番15 北側地先)	資するもの
	(都市再生特別措置法施行令第16条第2号)

